

重層的支援体制整備事業の 財政措置について

※ 本資料については、重層的支援体制整備事業の交付金の執行等に関して、具体的な事務の実施方法について、担当部局における現時点の検討内容等について整理したものであり、内容については今後変更等があり得るので留意されたい。

重層的支援体制整備事業にかかる財政措置について

重層的支援体制整備事業の創設について

- 住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、属性毎に区切られた支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難となっている。
- 市町村では、属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度における国庫補助金等の目的外使用との指摘を避けるために事業実績に応じた経費按分が必要になるなど事務負担が課題となっていた。
- そのため、複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ 相談支援」、「Ⅱ 参加支援」、「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設する。
- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、さまざまな課題を有する者の支援について、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、各分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」を交付することとする。

重層的支援体制整備事業交付金について

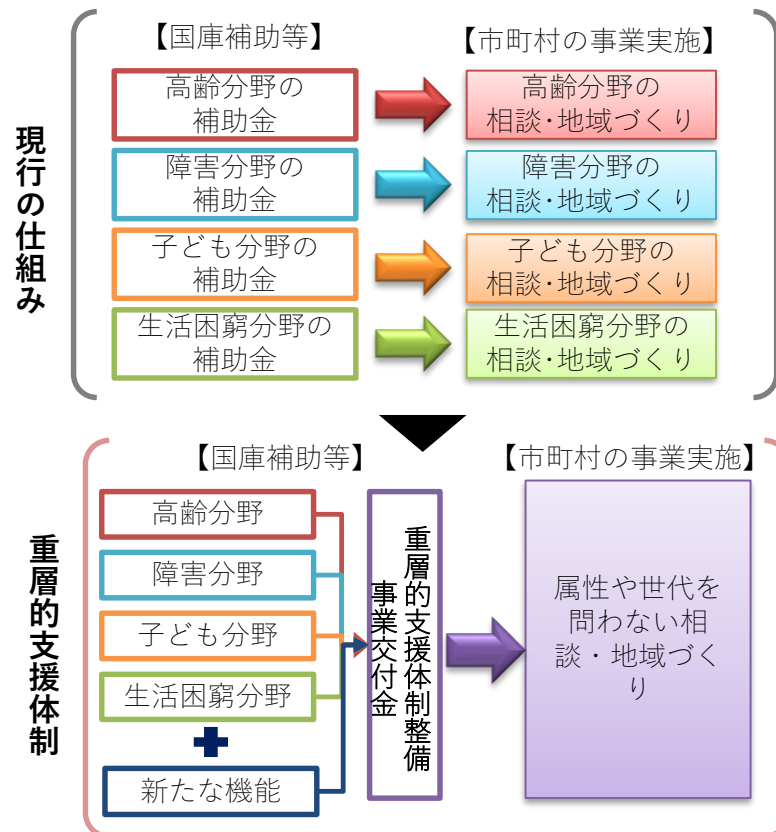
- 「重層的支援体制整備事業交付金」については、
 - ① 介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業(※)の補助金を一体化するとともに、
 - ② 参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加して一括して交付する。

※ 相談支援:【介護】地域包括支援センター、【障害】障害者相談支援事業、【子ども】利用者支援事業、【困窮】自立相談支援事業

地域づくり:【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(通いの場を想定)、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】共助の基盤づくり事業

- 既存事業分について、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様とする。

※ 新たな機能分にかかる補助内容は、今後、予算編成過程において決定していく。



重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業

	事業名	社会福祉法の事業根拠	負担割合	社会福祉法の支出根拠
相談支援	介護 地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1～3号）	第106条の4第2項第1号イ	国 38.5 / 100 都道府県 19.25 / 100 市町村 19.25 / 100 一号保険料 23 / 100	第106条の8第3号 第106条の9第2号 第106条の10（※）
	障害 障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号）	第106条の4第2項第1号ロ	国 50 / 100 以内 都道府県 25 / 100 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	子ども 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）	第106条の4第2項第1号ハ	国 1 / 3 以内 都道府県 1 / 3 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	困窮 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項）	第106条の4第2項第1号ニ	国 3 / 4	第106条の8第4号
支援参加	新規 参加支援 ※地域資源と対象者との間を取り持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応。	第106条の4第2項第2号	予算の範囲内交付 （R3年度に向けて今後予算要求）	第106条の8第5号 第106条の9第3号（今後調整）
地域づくり	介護 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち厚生労働大臣が定めるもの（※） ※ 通いの場（一般介護予防活動支援事業）を想定	第106条の4第2項第3号イ	国 25 / 100 都道府県 12.5 / 100 市町村 12.5 / 100 一号保険料 23 / 100 二号保険料 27 / 100	第106条の8第1号・第2号 第106条の9第1号 第106条の10（※） 第106条の10（※）
	介護 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項5号）	第106条の4第2項第3号ロ	国 38.5 / 100 都道府県 19.25 / 100 市町村 19.25 / 100 一号保険料 23 / 100	第106条の8第3号 第106条の9第2号 第106条の10（※）
	障害 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項9号）	第106条の4第2項第3号ハ	国 50 / 100 以内 都道府県 25 / 100 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	子ども 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）	第106条の4第2項第3号ニ	国 1 / 3 以内 都道府県 1 / 3 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	困窮 生活困窮者の共助の基盤づくり事業	第106条の4第2項第3号柱書	国 1 / 2 以内	第106条の8第5号
新規	アウトリーチ等を通じた継続的支援	第106条の4第2項第4号	予算の範囲内交付 （R3年度に向けて今後予算要求）	第106条の8第5号 第106条の9第3号（今後調整）
	多機関協働	第106条の4第2項第5号		
	支援プラン作成 ※支援プラン作成は、多機関協働と一体的に実施	第106条の4第2項第6号		

※ 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、上記の事業全て実施するものとする。

重層的支援体制整備事業交付金の算定及び精算の方法

1. 交付金の算定方法（過去実績額による按分）

- 重層的支援体制整備事業交付金については、既存の各分野（介護・障害・子ども・生活困窮）の相談支援及び地域づくり支援の事業に係る補助金と、参加支援やアウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働の新たな機能にかかる事業費を一括に交付するもの。
- このうち、相談支援及び地域づくり支援部分の事業費については、既存の補助金等における国・都道府県・市町村の負担割合や補助基準額や、義務的経費が持つ財政保障の性質を維持することから、それぞれの事業の内訳として、既存の各分野の事業費区分は行う。
- ただし、既存各分野の事業費の算定にあたっては、各分野毎に業務区分や厳密な経理区分等に基づいた詳細な積算を行うことは求めず、簡便かつ機械的な方法により各分野の事業費相当分を算出する。
- 具体的には、
 - ① 相談支援・地域づくり支援それぞれに事業実施年度の交付金対象となる総事業費を算出
 - ② 事業実施前々年度における各分野の事業実績額に基づいた按分率を乗じることにより、各分野の事業費の算定を行うこととする。【資料5、6】

2. 事業計画段階での事前補正

- 交付金の算定にあたって、各分野の事業費については過去実績額に基づく按分率を用いて算定することとしているが、事業実施年度において、主に特定分野における支援機能を担う相談支援機関の開設や廃止など事業実施体制を大きく変更する場合、過去実績による按分率と、実際の各分野の事業費相当支出の比率との間に乖離が生じることとなる。
- そのため、主に特定分野における支援機能を担う相談支援機関や地域づくり支援の拠点が新設又は廃止される場合は、事業実態との乖離が少なくなるよう、新設又は廃止に伴う影響を踏まえて按分率を補正した上で、交付金の算定を行うこととする。【資料7～10】

3. 交付金の精算

- 交付金の精算時においても、業務区分や厳密な経理区分等により事業費を各分野に振り分けることは要せず、相談支援及び地域づくり支援については、それぞれの総事業費に按分率を乗じることにより、交付金算定上の各分野の事業実績額とする。
- その上で、義務的経費相当分（介護・困窮）については、交付額が不足している場合には、精算交付を行う。【資料11～15】

新たな機能の追加実施による支援体制の充実

- 重層的支援体制整備事業交付金については、既存の各分野の相談支援事業や地域づくりに関する事業に加えて、
 - ① アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施
 - ② 支援関係機関間の調整等を行う多機関協働事業の実施
 - ③ 狭間のニーズなど個々の課題に応じた支援のコーディネート等を行う参加支援の実施に必要な費用について、交付の対象にすることとしている。
- 各市町村においては、交付金を活用し、これらの新たな機能を付加することにより、包括的支援体制の充実が図られる。

一括交付金化による各市町村の実情に応じた柔軟な支援体制の構築

- 今回の制度改正により、これまで支援対象者の属性が特定された各分野の補助金等について、支援対象者の属性を問わない「重層的支援体制整備事業交付金」として一括化して交付するものである。
- これにより、各分野の事業実施について、分野毎の詳細な経理区分等を行う必要性を無くし、
 - ① 相談支援の実施体制について、複数の相談支援機関の機能をまとめた総合相談窓口の設置や、住民の身近な場所において属性を問わない相談受付の実施など、各市町村の実情に応じた柔軟な相談支援体制の整備
 - ② 属性を問わず地域住民が参加できる通いの場や、他の属性の者がそれぞれの支え手になりえる交流の場など、例えば、高齢者に関係する活動の支援を行っていた支援者がコーディネートするなど、多様な地域づくりの活動について、各補助金の目的外使用等の恐れなく、創意工夫した事業実施が可能となる。

①過去実績額による費用按分(イメージ)

○ 新たな事業に手をあげる自治体において、「相談支援」及び「地域づくり支援」にかかる事業費については、以下の費用按分の作業を実施して、国庫補助見込額を算出して国へ交付申請を行う。

※ 過去実績額による按分率については、相談支援、地域づくり支援について、それぞれ別々に算定する。

① 新事業の総事業費を積み上げ

② 新機能分等を控除(4分野からの拠出対象を算出。)

③ 過去実績額(事業費ベース)を確認

※ 国庫補助額の事業費ベース

④ ③の比率により、新事業の4分野拠出対象事業費を4分野に按分(②×③の比率)

⑤ ④を各分野ごとに基準額(上限額)と比較し、低い額を採用の上、国庫補助率を乗じる。

※1 各分野、基準額内に収まっていると仮定。

※2 国庫補助率は相談の場合

600万円
(100万円)
・介護予防ケアマネジメント等(介護)
・地方交付税措置による事業分(障害) ※

100万円
新事業
(新機能事業費)

400万円
新事業
(4分野拠出対象事業費)

<相談支援の場合>

- ・地域包括支援センター
- ・障害者相談支援事業
- ・利用者支援事業
- ・生活困窮者自立相談支援事業

※総合相談窓口として実施する場合も含む

(100万円)
介護
25%

(100万円)
障害
25%

(100万円)
子ども
25%

(100万円)
困窮
25%

100万円
介護相当'
(400×25%)

100万円
障害相当'
(400×25%)

100万円
子ども相当'
(400×25%)

100万円
困窮相当'
(400×25%)

0万円
新機能
(②×0%)

38.5万円
介護相当
(介護'×38.5%)

50万円
障害相当
(障害'×1/2)

33万円
子ども相当
(子ども'×1/3)

75万円
困窮相当
(困窮'×75%)

市町村から国への報告

国庫補助見込額 196.5万円+新機能

内訳
新機能 0万円 介護 38.5万円
障害 50万円 子ども 33万円
困窮 75万円

※介護予防ケアマネジメントについては介護報酬により、障害者相談支援事業のうち基幹相談支援センター等機能強化事業以外の部分は地方交付税により、それぞれ対応しているため交付金の算定対象経費からは除いて算定する。

重点的支援体制整備事業交付金の算定方法例(過去実績による按分)

○既存の事業では、各事業別に区分して経費を積み上げて、対応する補助金等毎に申請し、交付を受ける。
○新たな事業においては、各事業の所要経費について詳細な区分を必要とせず、全体の事業費に過去実績による按分率を乗じることにより、各事業費に相当する額を算出。当該仮想の事業費を一括して交付金を交付。

【既存事業(過去実績)】

事業名	対象経費 支出額 a	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a、b いずれ か低い額×補 助割合)
地域包括支援センター運営事業	25,000	30,000	38.5/100	9,625
基幹相談支援センター等機能強化事業	10,000	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業	5,000	7,000	1/3	1,667
生活困窮者自立相談支援事業	15,000	18,000	3/4	11,250
各事業費 合計	55,000			25,542

過去実績按分
(a の事業別
割合)

45.5%
18.2%
9.1%
27.3%
100.0%

過去実績により各事業費
に相当する経費を算出

既存の基準額・
補助割合を維持

※同様の事業実施形
態であれば補助額は
同一となる仕組み

【新たな事業】

事業名	対象事業総計 a'	過去実績按分	各事業按分額 a" (a'× 按分 率)	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a"、b いずれ か低い額×補 助割合)
重層的支援体制整備事業 (相談支援)	55,000					25,542
地域包括支援センター運営事業相当経費		45.5%	25,000	30,000	38.5/100	9,625
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費		18.2%	10,000	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業相当経費		9.1%	5,000	7,000	1/3	1,667
生活困窮者自立相談支援事業相当経費		27.3%	15,000	18,000	3/4	11,250

② 事前補正(拠点等新設の場合)

事業計画により、主に特定分野を担当する拠点の新設(廃止)が予定されている場合には、按分率の事前補正を行う、

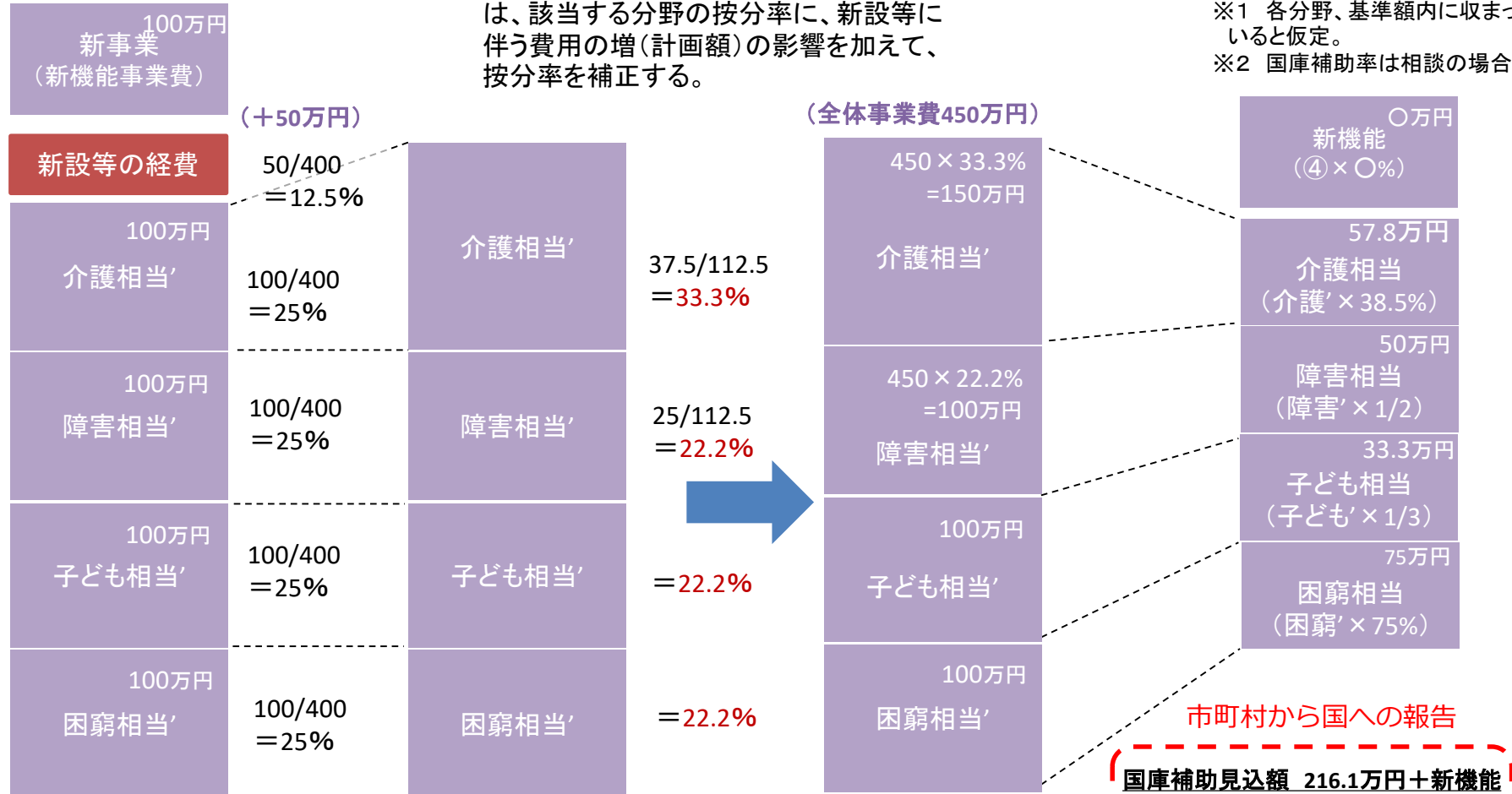
④ 過去実績額(事業費ベース)による事業費按分

④' 主に特定分野における支援機能を担う拠点の新設など、費用の按分に影響が生じる事業変更があった場合(※)については、該当する分野の按分率に、新設等に伴う費用の増(計画額)の影響を加えて、按分率を補正する。

⑤ ④'を各分野ごとに基準額(上限額)と比較し、低い額を採用の上、国庫補助率を乗じる。

※1 各分野、基準額内に収まっていると仮定。

※2 国庫補助率は相談の場合



【按分率を補正する事案】

主に特定分野の支援機能を担う相談支援機関の新設・廃止、地域子育て拠点及び地域活動支援センターの新設・廃止、地域づくり支援にかかる事業の新設・中止

内訳
新機能 0万円 介護 57.8万円
障害 50万円 子ども 33.3万円
困窮 75万円

重層的支援体制整備事業交付金の算定方法(拠点の新設等における事前補正)

○主に特定分野における支援機能を担う拠点を新設するなど、事業内容を大きく変更する場合には、各分野の負担額を事業実態と合わせるため、按分率の補正を行った上で、各分野の所要仮想経費を算定し、交付金の申請等を行う。

主に特定分野の支援機能を担う拠点の新設(廃止)について、当該変更に伴う影響を踏まえた上で、按分率を補正

事業名	事業支出計画額		按分率の再算定			
	対象事業費 (既存事業分) a'	特定分野の 拠点新設に 伴う影響額	過去実績按分 (既存分) A	拠点新設に よる影響分 B	変更影響加味 した按分率 (A+B) C	変更後按分率 C⇒100%換算
重層的支援体制整備事業(相談支援)	55,000				109.1%	100.0%
地域包括支援センター運営事業相当経費		5,000	45.5%	9.1%	54.5%	50.0%
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費			18.2%		18.2%	16.7%
利用者支援事業相当経費			9.1%		9.1%	8.3%
生活困窮者自立相談支援事業相当経費			27.3%		27.3%	25.0%

新設(廃止)に伴う
予算増(減)額

5000/55000

総合型拠点の設置や、一般的な経費の増減などについては、総事業費には計上するが、按分率の再算定には影響しない。

新たに補正した按分率を用いて
各事業費に相当する経費を算出

事業名	対象事業総計 a''	変更後按分率	各事業按分額 a'' (a' × 按分率)	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a'', b いずれ か低い額 × 補 助割合)
重層的支援体制整備事業(相談支援)	60,000					27,467
地域包括支援センター運営事業相当経費		50.0%	30,000	30,000	38.5/100	11,550
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費		16.7%	10,000	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業相当経費		8.3%	5,000	7,000	1/3	1,667
生活困窮者自立相談支援事業相当経費		25.0%	15,000	18,000	3/4	11,250

事前補正(拠点廃止などの場合)

拠点の廃止などの場合も同様に按分率を補正する。(年度途中に拠点の廃止又は新設の中止が生じた場合にも同様の方法により按分率を補正する。)

- ④ 過去実績額(事業費ベース)による事業費按分

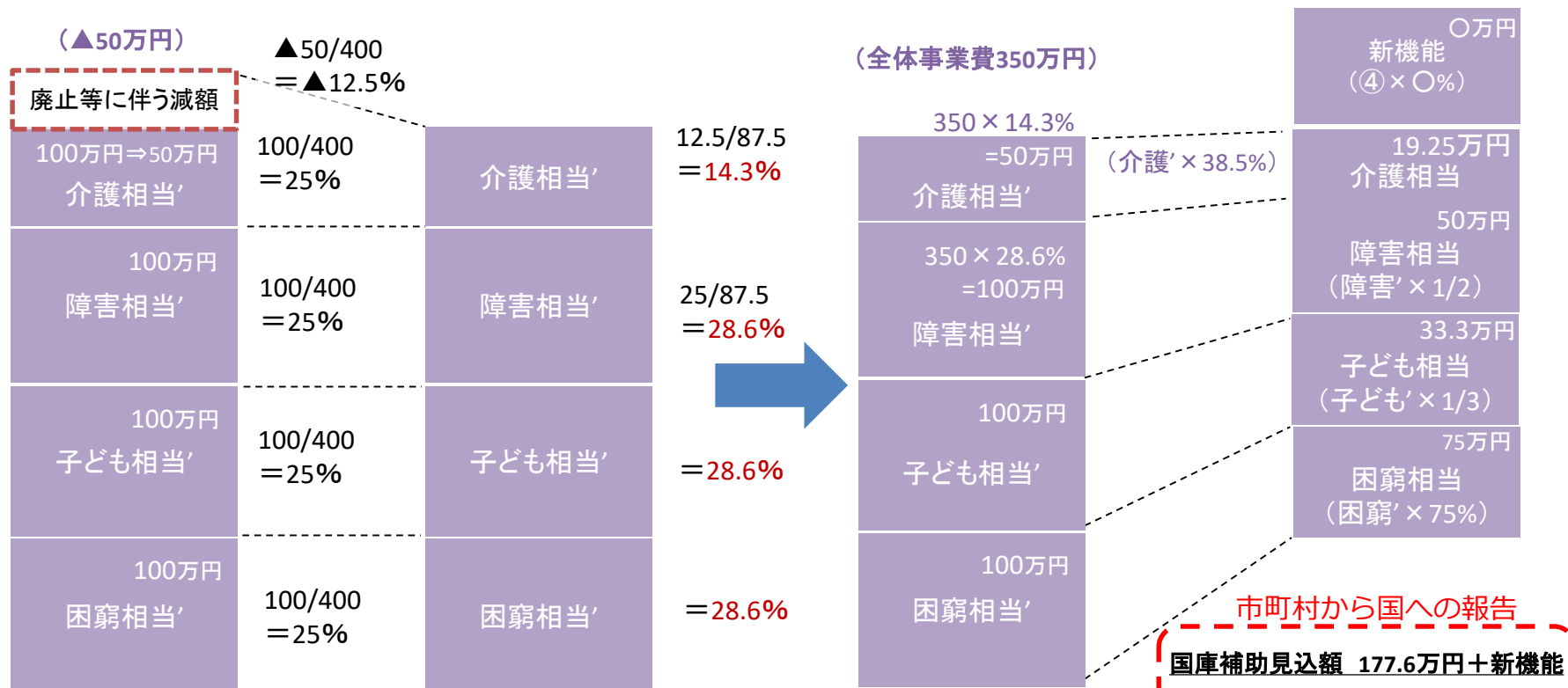
100万円
新事業
(新機能事業費)

- ④' 主に特定分野における支援機能を担う拠点の新設など、費用の按分に影響が生じる事業変更があった場合(※)については、該当する分野の按分率に、新設等に伴う費用の増(計画額)の影響を加えて、按分率を補正する。

- ⑤ ④'を各分野ごとに基準額(上限額)と比較し、低い額を採用の上、国庫補助率を乗じる。

※1 各分野、基準額内に収まっていると仮定。

※2 国庫補助率は相談の場合



【按分率を補正する事案】

主に特定分野の支援機能を担う相談支援機関の新設・廃止、地域子育て拠点及び地域活動支援センターの新設・廃止、地域づくり支援にかかる事業の新設・中止

内訳
新機能 〇万円 介護 19.25万円
障害 50万円 子ども 33.3万円
困窮 75万円

重層的支援体制整備事業交付金の算定方法(拠点の廃止等における事前補正)

○主に特定分野における支援機能を担う拠点を新設するなど、事業内容を大きく変更する場合には、各分野の負担額を事業実態と合わせるため、按分率の補正を行った上で、各分野の所要仮想経費を算定し、交付金の申請等を行う。

主に特定分野の支援機能を担う拠点新設(廃止)について、当該変更に伴う影響を踏まえた上で、按分率を補正

事業名	事業支出計画額		按分率の再算定			
	対象事業費 (既存事業分) a'	特定分野の 拠点廃止に 伴う影響額	過去実績按分 (既存分) A	拠点廃止に よる影響分 B	変更影響加味 した按分率 (A+B) C	変更後按分率 C⇒100%換算
重層的支援体制整備事業(相談支援)	55,000				90.9%	100.0%
地域包括支援センター運営事業相当経費		▲ 5,000	45.5%	-9.1%	36.4%	40.0%
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費			18.2%		18.2%	20.0%
利用者支援事業相当経費			9.1%	-5000/55000	9.1%	10.0%
生活困窮者自立相談支援事業相当経費			27.3%		27.3%	30.0%

総合型拠点の設置や、一般的な経費の増減などについては、総事業費には計上するが、按分率の再算定には影響しない。

新たに補正した按分率を用いて各事業費に相当する経費を算出

事業名	対象事業総計 a''	変更後按分率	各事業按分額 a'' (a' × 按分率)	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a'', b いずれ か低い額 × 補 助割合)
重層的支援体制整備事業(相談支援)	50,000					23,617
地域包括支援センター運営事業相当経費		40.0%	20,000	30,000	38.5/100	7,700
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費		20.0%	10,000	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業相当経費		10.0%	5,000	7,000	1/3	1,667
生活困窮者自立相談支援事業相当経費		30.0%	15,000	18,000	3/4	11,250

③ 精算の方法（事業費総額に過不足がない場合） ※按分率を変更が生じるような事業内容の変更がない場合

○交付金の精算時においても、交付決定時と同様、各事業費について業務区分や厳密な経理区分による積算は要しないこととし、事業費総額に按分率(※)を乗じることにより、各事業費相当額を算定する。

※ ②の事前補正を行った場合は当該補正後の按分率を用いる。

① 決算確定事業費

事業費
(確定ベース)

100万円
新事業
(新機能事業費)

400万円

新事業
〔4分野抛却対象
事業費〕
※多機能型も含む

② 交付決定時の按分率によって各事業経費に按分

事業費
(確定ベース)

新機能
100万円

100万円
介護相当'

100万円
障害相当'

100万円
子ども相当'

100万円
困窮相当'

③ ②の確定ベースの事業費と交付決定時の事業費を比較。

事業費
(交付ベース)

新機能
100万円

100万円
介護相当'

100万円
障害相当'

100万円
子ども相当'

100万円
困窮相当'

±0円

±0円

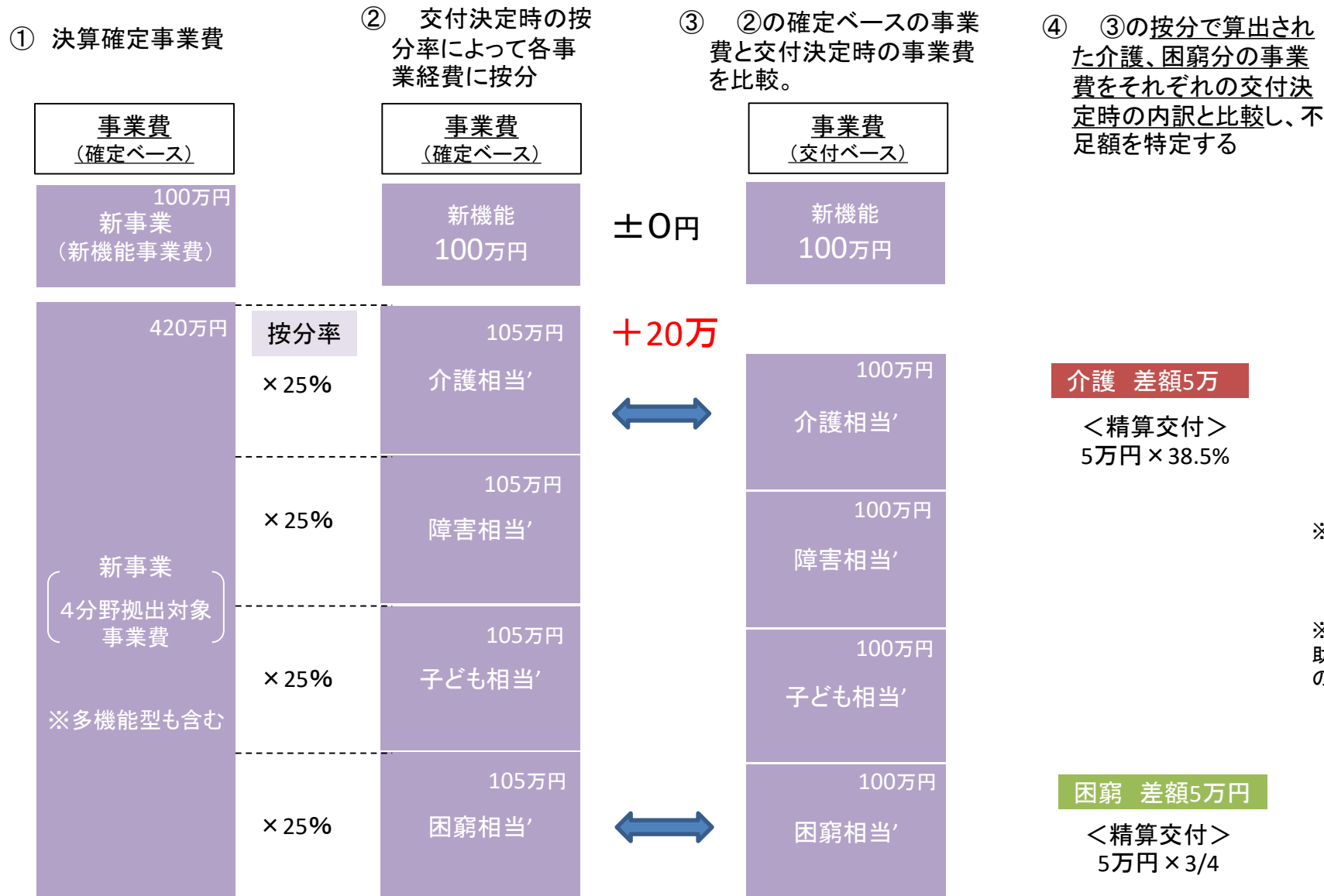


②と③の比較を行い、同額だった場合については、過年度精算・国庫返還は生じない。

精算の方法（交付金に不足があり精算交付する際のフロー）

○ 事業費の決算においては、全体の事業費確定額に交付決定時の按分率(※)を乗じて各事業別の決算額とし、義務的経費にかかる交付金に不足があれば、当該不足分を精算交付する。

※ ②の事前補正を行った場合は当該補正後の按分率を用いる。



重層的支援体制整備事業交付金の精算方法(交付金に不足が生じた場合)

事業費の決算においては、全体の事業費確定額に按分率(拠点の新設や廃止が行われた場合は、補正後の按分率)を乗じて、各事業別の決算額とし、義務的経費にかかる交付金に不足があれば、当該不足分を精算交付する。

交付決定時

事業名	対象事業総計 a'	過去実績按分	各事業按分額 a'' (a' × 按分率)	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a'', b いずれ か低い額 × 補 助割合)
重層的支援体制整備事業(相談支援)	55,000					25,542
地域包括支援センター運営事業相当経費		45.5%	25,000	30,000	38.5/100	9,625
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費		18.2%	10,000	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業相当経費		9.1%	5,000	7,000	1/3	1,667
生活困窮者自立相談支援事業相当経費		27.3%	15,000	18,000	3/4	11,250

精算時

総事業費に按分率を乗じた額を持って、交付金精算上の事業実績額とする。

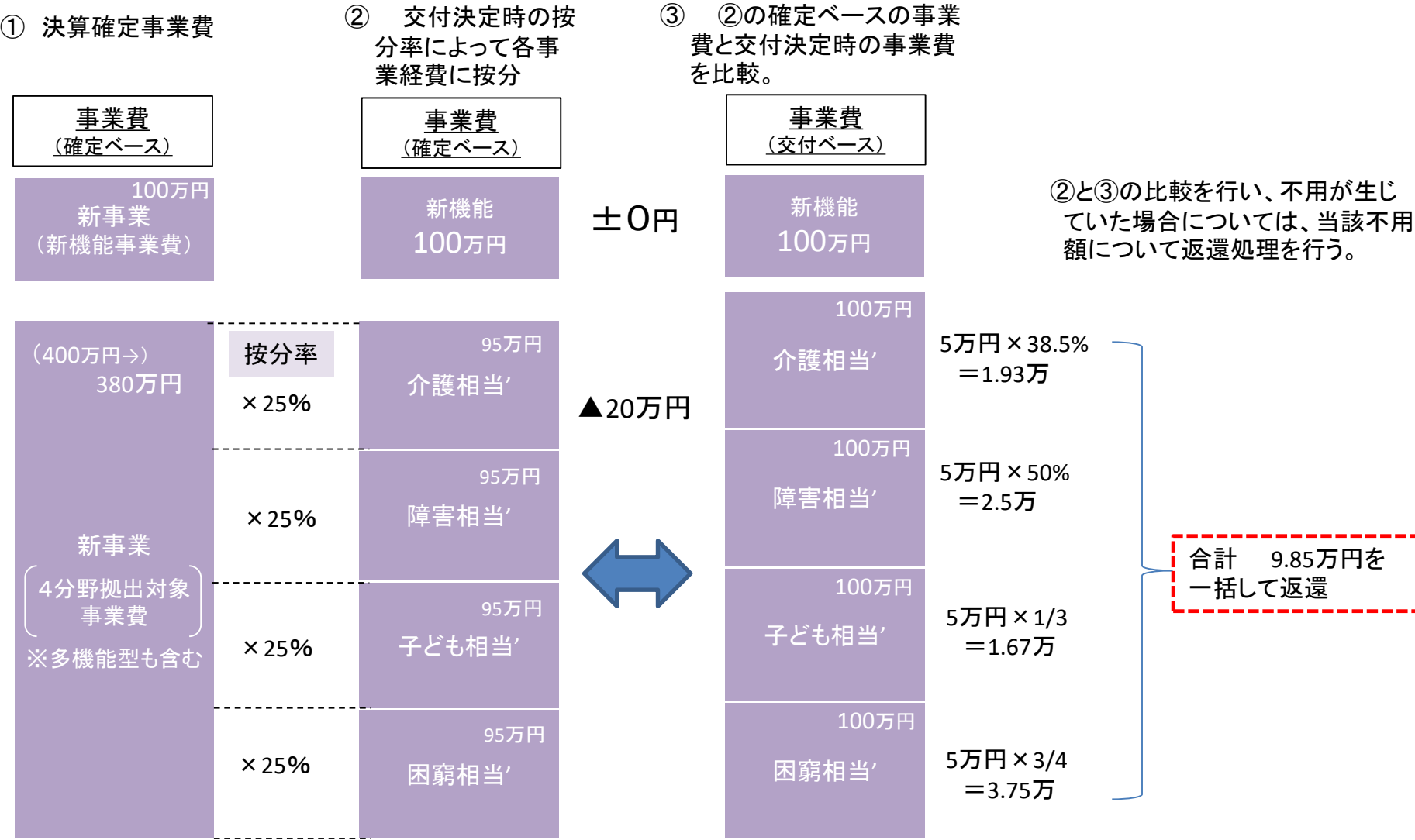
事業名	対象事業総計 確定ベース a''	過去実績按分	各事業按分額 a'' (a' × 按分率)	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a'', b いずれ か低い額 × 補 助割合)
重層的支援体制整備事業(相談支援)	57,000					26,361
地域包括支援センター運営事業相当経費		45.5%	25,909	30,000	38.5/100	9,975
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費		18.2%	10,364	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業相当経費		9.1%	5,182	7,000	1/3	1,727
生活困窮者自立相談支援事業相当経費		27.3%	15,545	18,000	3/4	11,659

※ 交付決定時からの不足分(地域包括: $9,975 - 9,625 = 350$ 困窮: $11,659 - 11,250 = 409$)について、精算交付

精算の方法（不用額が生じ、返還が必要となる場合）

○ 事業費の決算において、全体の事業費確定額に交付決定時の按分率(※)を乗じて各事業別の決算相当額を算出し、交付決定額と比較して不用額が生じた場合には、当該余剰分を返還措置を行う。

※ ②の事前補正を行った場合は当該補正後の按分率を用いる。



重層的支援体制整備事業交付金の精算方法(交付金に余剰が生じた場合)

事業費の決算においては、全体の事業費確定額に按分率(拠点の新設や廃止が行われた場合は、補正後の按分率)を乗じて、各事業別の決算額とし、義務的経費にかかる交付金に不足があれば、当該不足分を精算交付する。

交付決定時

事業名	対象事業総計 a'	過去実績按分	各事業按分額 a'' (a' × 按分率)	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a'', b いずれ か低い額 × 補 助割合)
重層的支援体制整備事業(相談支援)	55,000					25,542
地域包括支援センター運営事業相当経費		45.5%	25,000	30,000	38.5/100	9,625
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費		18.2%	10,000	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業相当経費		9.1%	5,000	7,000	1/3	1,667
生活困窮者自立相談支援事業相当経費		27.3%	15,000	18,000	3/4	11,250

精算時

総事業費に按分率を乗じた額を持って、交付金精算上の事業実績額とする。

事業名	対象事業総計 確定ベース a''	過去実績按分	各事業按分額 a'' (a' × 按分率)	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a'', b いずれ か低い額 × 補 助割合)
重層的支援体制整備事業(相談支援)	51,000					23,902
地域包括支援センター運営事業相当経費		45.5%	23,182	30,000	38.5/100	8,925
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費		18.2%	9,273	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業相当経費		9.1%	4,636	7,000	1/3	1,545
生活困窮者自立相談支援事業相当経費		27.3%	13,909	18,000	3/4	10,432

※ 交付決定額との差額(25,542 - 23,902 = 1,640)について、返還処理

⑤ 次年度以降の費用按分方法

○ 次年度(N+1年度)以降の費用按分については、下記のいずれかの按分率を用いて算定する。

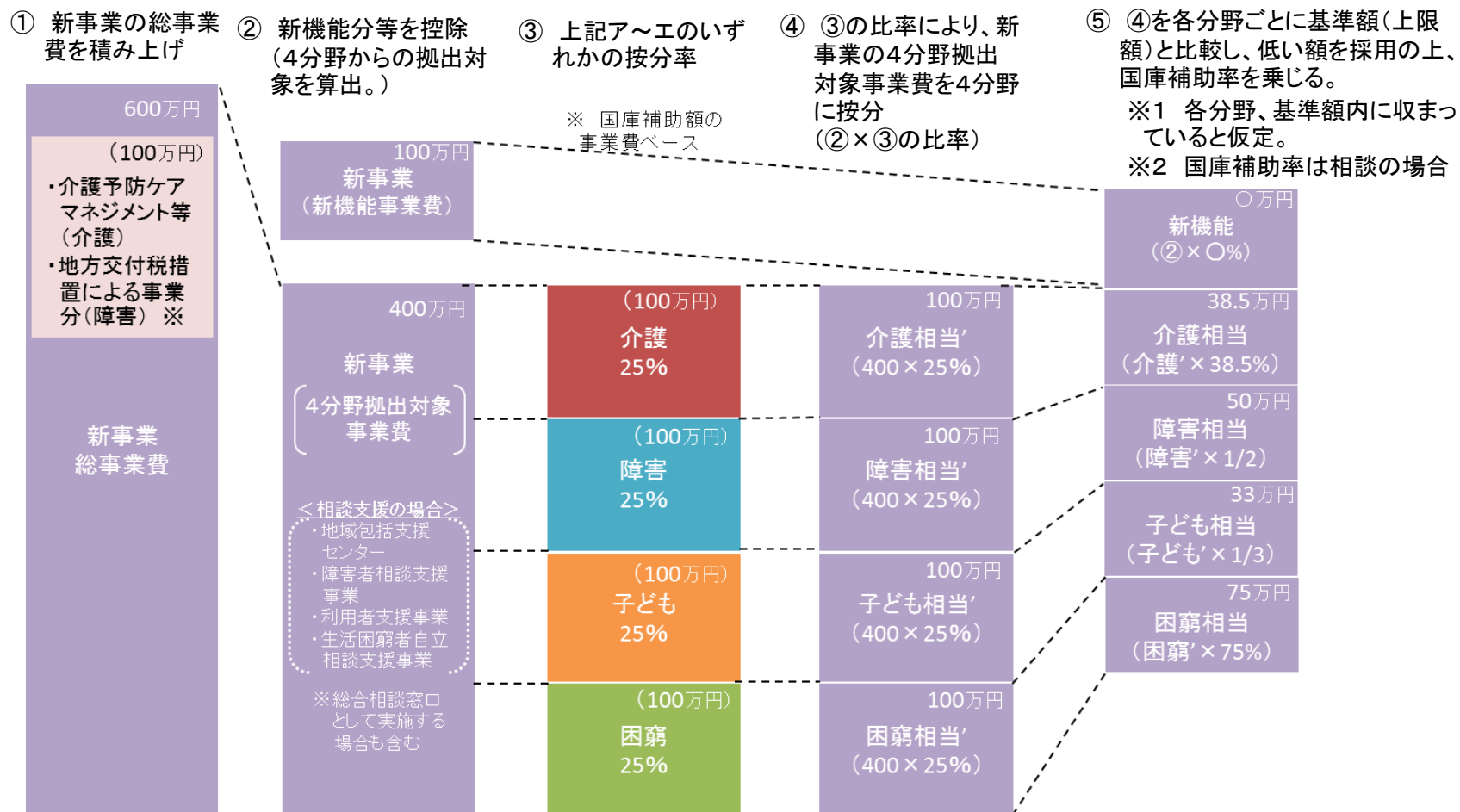
ア 事業実施に大きな変更がない場合：過去実績(N-2年度)による按分率

イ 事前補正により按分率を変更している場合：補正後の按分率

ウ 年度途中又は精算時において事業の開始・廃止等により事業費の補正があった場合：当該変更を踏まえた按分率

エ 事業実施年度の事業計画において、新たに事前補正が必要な場合：事前補正を行った上で按分率を算定

※ 事業実施以降、一定期間毎(3か年程度を想定)に、事業の実施内容や事業支出状況と、按分率に基づく事業費相当額との間に大きな乖離が生じていないか確認する機会を設けることを想定(詳細は今後整理)



重層的支援体制整備事業に係るPDCAの枠組み

- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、今後の人口構造の変化が市町村によって大きく異なり、住民のニーズも多様化していることを踏まえると、市町村や専門職が創意工夫を活かしながら、地域住民のニーズに柔軟に応えることを支援するための制度設計が必要。
- また、重層的支援体制整備事業は、特定の属性ではなく「すべての住民」を対象として、地域住民、支援関係機関その他の関係者が協働・連携して実施するものであり、それらの多くの関係者が意見交換し、認識の共有を図った上で事業を実施することが重要であることから、事業の実施にあたっては「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定することとしている。（法第百六条の五）
- 重層的支援体制整備事業交付金の算定や執行については、各自治体における柔軟な制度設計や事業実施を可能としているところであるが、事業実施内容と乖離した交付金の申請などを防止する観点から、交付金の算定等にあたっては、事業実施計画の内容やその実施状況を確認し、計画に基づいた適切な事業実施及び事業内容に基づいた交付金の執行を担保する仕組みとする。

具体的な設計(案)

- 新たに社会福祉法に法定される事業実施計画を中核として、以下のPDCAサイクルを導入する。
 - (1) 市町村内の体制確保の状況に関し、
 - ・ 翌年度の事業計画提出時に、毎年度末の実績を国による確認の対象とする。
 - ・ 具体的には、実施計画に記載された相談支援機関や拠点の設置・運営が計画通りに行われたかを確認し、仮に前年度の実施状況（窓口・拠点の数）が計画と異なる場合には、次の事業計画において、直近の実施状況を計画の内容に反映する。
 - (2) 各市町村の事業費における各分野の構成割合に関し、毎年度の計画提出時に、事業費に大きな影響を与えるものとして、計画ベースの新しい相談支援機関や拠点の設置（廃止）に関し、過去実績額の按分比率を補正
- 事業実施計画は、支援関係機関など関係者との協議を経て作成・更新され、これが新たな事業を実施・継続する前提となる。このプロセスとPDCAサイクルが組み合わさることで、適正な事業実施を担保する。

重層的支援体制整備事業にかかる予算・会計上の取扱い

- 重層的支援体制整備事業交付金については、従来、各分野の事業毎に交付されていた補助金等を一括して交付し、一体的な事業として執行するもの。
- 市町村予算における歳入・歳出科目の区分については、それぞれ市町村の判断によるものであるが、交付金として一括化した趣旨から、一般会計の歳入予算において「重層的支援体制整備事業交付金」として一括して受け入れていただいた上で、一般会計歳出予算に「重層的支援体制整備事業」として一括して計上いただくことを想定している。
※ 介護分野にかかる国庫補助金についても、これまでは介護保険事業特別会計にて受け入れていたところ、交付金の対象事業費部分については、新たな交付金として一般会計にて受け入れていただくこととなる。
- また、重層的支援体制整備事業として実施することとなる地域包括支援センター運営事業、一般介護予防事業の一部、生活支援体制整備事業に係る事業費のうち、保険料負担相当分については、介護保険事業特別会計から、市町村の一般会計に繰入れた上で執行することとなる。（社会福祉法第百六条の十）

新たな事業の実施市町村における会計処理（イメージ）

市町村介護保険特別会計

歳入

- 一号被保険者保険料収入
- 支払基金交付金収入

歳出

- 一般会計への繰出金
 - 地域包括支援センター運営費分
 - 生活支援体制整備事業費分
一号保険料 23 / 100
 - 一般介護予防事業のうち
厚生労働大臣が定めるものの費用分
一号保険料 23 / 100
二号保険料 27 / 100

一般会計に
繰り入れ

市町村一般会計

歳入

- 重層的支援体制整備事業交付金収入
- 介護保険事業特別会計からの繰入金収入

歳出

- 重層的支援体制整備事業

国からの交付金

都道府県からの
交付金

介護、障害、子ども、生活困窮の各分野の対象事業分＋新たな機能分